平成２８年（フ）第１６号
福島市森合字台25番地の６　第二野興ハウス２号室
債務者　鈴木　　香
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第５２号
茨城県水戸市堀町1197番地の１　シングルライフホリ105号
債務者　高橋　一也
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２３６号
千葉市中央区弁天４丁目12番６号　ホワイエ302号
債務者　土屋　麗菜（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０９号
川崎市麻生区片平６丁目６番６号　オアシスらんど柿生　211
債務者　白坂　卓三
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
新潟市中央区米山４丁目20番16号　サンブリーズ１Ｂ号
債務者　奥　　伸介
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４７号
新潟県五泉市駅前２丁目２番16号
債務者　田中　宏樹
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４９号
新潟市中央区和合町１丁目３番14号　タカタハイツ和合町201号
債務者　金子ゆかり
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５３号
新潟市秋葉区松ヶ丘１丁目14番３号
債務者　東樹　洋介
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５３号
山梨県甲府市大里町1988番地３　メゾンＫ102
債務者　味岡　峰央
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５５号
山梨県北杜市長坂町長坂上条1542番地１２―502
債務者　澤畠　彦治
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６１号
山梨県甲府市里吉１丁目６番23号　エンジェルハイツ甲府101号
債務者　伊藤　　勝
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６６号
山梨県甲斐市中下条1748番地３　アンビシャスハイツ103、前住所山梨県甲斐市中下条1859番地　山田　２号
債務者　森澤　仁美
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７号
長野県安曇野市穂高有明1616番地43
債務者　福原　勇治
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第４４号
長野県安曇野市豊科光1520―２、住民票上の住所長野県岡谷市湊４丁目20番18号
債務者　濵　　晃平
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第９号
長野県諏訪市大字中洲5585番地の１
債務者　鵜飼　公典
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１３号
長野県飯田市上殿岡89番地１（フェルメｉ101号）
債務者　宮嶋　　昇
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
長野地方裁判所飯田支部